

ひがしどおり 議会だより

No. 9 6



初夏の彩り (サツキ)

～東通村の風景から～

目次

議案審議結果・・・P2

編集後記・・・P10

一般質問・・・P4

議案審議結果

議案は村提出のものや議員・委員会提出のものがあり、議員が質問等で議案内容への理解を深めた後、意思決定(可決・否決など)を行います。ここからは対象期間中に開催された議会の議案内容と結果をお知らせします。(対象期間:令和8年4月から6月まで)

≪第3回臨時会(令和8年4月28日)≫

村から提出された報告案件4件、契約案件2件の計6案件を審議しました。

議案番号	件名	内容
報告第6号 (承認)	専決処分の承認を求めることについて 令和7年度東通村一般会計補正予算(第14号)	森林環境譲与税の歳入増に伴い、同基金積立金と併せて補正するもの
報告第7号 (承認)	専決処分の承認を求めることについて 東通村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告・県人事委員会勧告に基づき、通勤手当の距離区分を引き上げるもの
報告第8号 (承認)	専決処分の承認を求めることについて 東通村税条例の一部を改正する条例	地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例を改正するもの
報告第9号 (承認)	専決処分の承認を求めることについて 東通村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	同上
議案第22号 (原案可決)	東通村防災センター改修工事請負契約について	「仮眠室確保対策」「雷被害防止対策」等のほか、施設の健全性確保のための改修工事を行うもの
議案第23号 (原案可決)	物品の購入について	小型動力ポンプ付積載車の購入 (石持地区に配備)

≪第2回定例会(令和8年6月5日～6月12日)≫

村から提案された人事案件9件、報告案件5件、補正予算案件3件の計17案件を審議しました。

議案番号	件名	内容
議案第24号 ↳ 議案第32号 (原案同意)	東通村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	現委員が令和8年7月19日で任期満了となるため、新たに下記の委員を選任するもの * 村田 睦夫 氏 * 吉田 勇 氏 * 奥島 一志 氏 * 吉田 邦則 氏 * 山崎 孝悦 氏 * 桎谷さと美 氏 * 北川 則子 氏 * 真賀 宏 氏 * 蛇穴 順一 氏

(続き)

議案番号	件名	内容
報告第10号 (承認)	令和7年度東通村一般会計継続費繰越計算書	尻労地区漁業振興対策事業費補助金事業(令和7年度)支出額確定に伴う繰越費の報告
報告第11号 (承認)	令和7年度東通村一般会計繰越明許費繰越計算書	IP告知端末用光ファイバーケーブル修繕事業ほか7事業に係る繰越費の報告
報告第12号 (承認)	一般社団法人東通村産業振興公社経営状況報告書	同公社通常総会で承認された経営状況を、村議会に報告するもの
報告第13号 (承認)	東通村国民保護計画の変更について	国民保護法の規定に基づき報告・公表するもの
報告第14号 (承認)	東通村新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき報告・公表するもの
議案第33号 (原案可決)	令和8年度東通村一般会計補正予算(第1号)	総額3億4,200万円の増額補正 ≪主な内容≫ ◆総務費の旧入口児童館等解体撤去事業・住みよい村づくり事業助成金事業に係る増額 ◆民生費の保健福祉センターサンルーム屋根改修工事・介護福祉施設中央監視装置更新事業に係る増額 ◆農林水産業費の東通水産資源高付加価値化プロジェクトに係る増額 ◆土木費の道路維持整備事業に係る増額 ◆消防費の指定避難所レイアウト作成事業に係る増額 ◆教育費の新成人にスーツを贈る記念品事業に係る増額 等
議案第34号 (原案可決)	令和8年度東通村水道事業会計補正予算(第1号)	人事異動に伴う人件費、業務委託の追加に伴う補正
議案第35号 (原案可決)	令和8年度東通村下水道事業会計補正予算(第1号)	人事異動に伴う人件費の補正

一般質問は、議員が村政運営全般に関して、執行機関に疑問点を質問し答弁を求めるものです。今回は6月11日の本会議で4名（1番 向井議員、2番 赤田議員、6番 田村議員、7番 南谷議員）が登壇し、一般質問を行いました。なお、質問順番は提出日時を基準に決定されます。

◆記載している質問と答弁は紙面構成及び可読性を考慮し要約で掲載しています。実際の発言や議事録とは異なります。

1

2番 赤田 三千代

障がい者施設新設計画について



【赤田議員の質問】

村には障がい者施設が無い。むつ市等の施設利用には大分、距離がある地区もあると聞き及んでいる。冬は積雪等で送迎に大変苦慮するという声もあり、それらの解消に向け、今後、障がい者施設に対する村の考えを伺う。

～ 今回から、視認性を考慮し質問者の吹き出しの色を変更しました ～

【畑中村長の答弁】

村内では、あしすと介護サービス事業所がヘルパー・通院移送サービスを、下田屋にあるエフォートが就労継続支援B型事業所を運営している。障がい者施設は、入所や通所施設として、むつ下北管内（むつ市内）に、主に身体障がい者支援施設が一つ、知的障がい者支援施設が二つ、精神障がい者支援施設が一つあるが、村内には無い。また、むつ市内には自尊心の向上やひきこもりを解決すべく、自宅以外での活動を支援する、自立生活訓練や軽作業中心のB型就労継続支援事業所があるが、市外への送迎等は一部地域に限定されると伺っている。

現在、障がい者の送迎サービスは、あしすと介護サービス事業所で実施可能だが、人員不足もあり困難な状況と聞いている。B型事業所は村内に一つで、作業内容の選択肢がないため、他方の事業所を選択するほかない。また村内に新たな事業所進出の予定は現時点で伺っていない。送迎が厳しいとのこともあるが、障がい者サービスの一環であるため、送迎を枠組みに収める運営資源がなく、現時点では難しい。

今後の障がい者施設新設の考えは、令和5年12月の議会全員協議会で「（仮称）障がい児・障がい者等交流施設整備事業について」障がい児、障がい者も利用できる、地域コミュニティ交流施設・災害時の避難施設として、複合的施設の建設・運営をご説明したが、関連する経費が、同日の補正予算案審議で、修正動議に至り、予算を取り下げた経緯がある。また、令和6年1月の議会全員協議会で再度ご説明し、さらには、令和6年5月の議会全員協議会でも「（仮称）東通村ふれあい交流施設整備事業」として、

（次ページへ続く）



《補足》障がい児、障がい者の概念（村長談）

◆手帳が交付されている方で、身体障がい者（1級～7級）、知的障がい者（A・B）、精神障がい者（1～3級）の3区分。

◆令和8年4月1日現在（当村）、身体障がい者238名、知的障がい者78名、精神障がい者61名、計377名となる。

《補足》障がい者施設について（村長談）

◆身体、知的、精神それぞれの特性に応じたサービスがあり、入所や通所、訓練は、身体障がい者や精神障がい者が利用する支援施設、それに加え、日中一時支援、放課後デイサービスなど、知的障がい児や知的障がい者が利用する支援施設となっている。共通して、ヘルパー等による居宅介護・生活介護サービス、共同生活援助のグループホーム、就労継続支援等のサービスを受けられる。

（続き）

障がい児・障がい者の居場所や家族の孤立化防止、世代を超えて多くの人々が触れ合い、雨天時や冬の遊び場の確保や災害時の受け皿となる施設としてご説明したが、事業費や契約方法等のご理解を賜ることが叶わなかった。

国・県等の補助金は、障がい者施設の法的基準を満たし、さらに遊戯、避難目的も兼ねる複合施設への補助要綱等が無いため、補助対象要件に該当せず、また、利用する方々のニーズに柔軟に対応すべく、公募型プロポーザルという契約手法にも、ご認識の相違があり、再提案には至っていない。くわえて令和6年度当時、事業費が4億8,837万円とご説明したが、物価高騰や労務費上昇、ウクライナ・中東情勢悪化等で、建設費が軒並み上昇し、現時点の積算は6億8,000万円となり、4割程度上昇している。今後も建設費は増加見込みであり、財政負担増加が懸念される。

しかし、村議会教育民生常任委員会で審査し、令和6年3月に採択された「障がい児・障がい者等交流施設整備についての陳情書」は、真摯に受け止めている。保護者の高齢化や運転免許返納等で、障がい児、障がい者の行動範囲も限られ、住居内で過ごす時間や機会が増える中、交流・居場所づくり・避難施設として、複合施設の必要性は十分認識している。改めて内容を精査し、関係者の意見・要望等を踏まえ、一日も早く計画案をお示ししたい。

【赤田議員の発言】

多くの障がい者や、その家族は大変期待していると思う。
建設に向けた検討をよろしくお願いいたします。

2

7番 南谷 宏三

先進地事例を踏まえた当村の養殖産業に関する検討状況について



《補足》議員研修で印象に残った話（南谷議員の見解）

◆組合長さんたちは自信がないとか予算の心配をしている中、絶対に自分たちから「やりましょう」とは言わない。

◆だからこそ、村がリードして組合長たちを説得し、見事成功したと伺った。

【南谷議員の質問】

下北半島では、ブランド養殖サーモンに関する様々な取組が広がりにつつある。中でも大畑地区の海峡サーモンが一番の成功例だと認識している。また、佐井村でもサーモン養殖を計画しており、既に県の予算も確保済みと聞き及んでいる。

尻屋地区のサケ水揚げ（大型定置）独自調査では、平成4年の28万匹余りをピークに年々減少し、令和7年は6本のみだった。

東通村の漁業者の一部は、村のリーダーシップによる、ブランド養殖サーモン計画を期待している。村も環境面で一定の適性があると思うが、具体的な検討状況や課題は十分に把握できていない。議員研修（北海道）で、ウニ養殖事業を成功させた神恵内村長の話を知った際、左記の内容が印象に残った。また、佐井村は水産課が責任を持って組合長と連携を図り活動するとのことである。

先進地の取組を参考にし、村ではこれまで、どのような検討がされ、課題認識をしているのか伺う。

【畑中村長の答弁】

サケ漁は依然として壊滅的な状況が続き、昨年度は、漁獲量約12.2t、金額2,150万円と、ここ数十年で過去最低となった。「サケ増殖事業」での海産親魚提供数は、令和6年度に346尾の提供があったが、令和7年度は、わずか68尾のみ。

サーモン養殖は、県内上場企業と5年ほど前から接触し、村内での事業展開を検討した経緯がある。一次養殖（採卵から幼魚）では、広い面積、豊富な水量等が求められ、二次養殖（海面養殖）では、水深の深い岸壁と海域が必要。村内の河川域用地及び漁港施設等を調査した結果、一次養殖の適地がなく、二次養殖では、尻屋岬港以外では適した海域がないとの見解に至った。尻屋岬港は青森県所管のため、その後の進捗は把握していない。

なお、昨年度に再度、一次養殖候補地の問い合わせがあり、現在、村有地や民有地での対応が可能か、改めての検討とともに、養殖地の適正調査も含め対応を進める。

また、今年度、新たに右記の取組を実施予定。養殖事業は、私が就任以来、一般質問答弁等で申し上げたとおり、漁船漁業が約30年以上前から衰退する中で、養殖漁業が日本の水産業を支えている。これまで、漁港施設や水産関連施設の整備に多額の予算を投入したが、村内各漁業協同組合の事業計画に、養殖漁業に係る計画の記載がなく、漁業の安定経営を図る養殖漁業と向き合い、対応しなかったことは紛れもない事実。事業実施に当たり、事業主体の漁業協同組合の意識改革を進め、内発性を高めながら実施することが必要であり、これまでの行政主導ではなく、組合・漁業者が主体となり、施策を自主的に進めていかなければならないと常に考えている。

村内の漁協は、近年の漁獲量減少と職員不足により、経営も厳しい状況だと伺っている。経営基盤強化と安定化を図るためにも、漁協合併は必要であり、昨年度行われた、村内組合長で組織する「東通村水産振興推進協議会」の場でも、合併の必要性和今後の取組を共有し了承を得ている。村は、養殖事業・漁協合併は、喫緊の課題だと捉えており、漁業協同組合の自主性を最大限尊重し、関係機関と連携しながら進める。



《補足》新たな取組予定(村長談)

◆国の「海業取組促進事業」を活用し、尻屋漁港施設で県の水産事務所普及員による、カキ養殖試験を実施予定。

《補足》白糠漁協による未収穫時期のフノリの販路拡大に係る取組ほか(村長談)

◆白糠漁協のフノリ販売の取組。新潟県の製麺業者と交渉を積み重ね、先月、初出荷し、1キロ5,000円と、漁業者が5月の採捕としては納得できる取引が成立した。さらには、昨年、村内で起業した会社による、未利用魚を活用した商品開発の取組も始まった。

これまで放置された水産資源等に、新たに価値を生み出す施策が必要であり、販路拡大を含めた継続を期待する。

《補足》水産業を取り巻く環境について(村長談)

◆先般、青森県漁業協同組合連合会で、漁協再編計画の新たな方針を決め、漁協組合長会議で了承されたと新聞等で拝見した。

目標時期を令和12年度まで延期し、市町村単位の合併を実現し、最終的には、県内1漁協又は海域別の5ブロックで合併を目指し、海域別の場合、当村は、大畑町漁業協同組合から六ヶ所村海水漁業協同組合までの12漁協を対象とした「下北東部」という枠組みに入る。

【南谷議員の発言】

詳細にわたる答弁に感謝する。自分は、もう2年もサケもイクラも食べていない。是非、養殖事業に関して前向きなご検討をお願いする。

3

6番 田村 智和

東通村の避難道整備について



【田村議員の質問】

一つ目に、白糠向流地区に避難道が必要と考えるが、村の整備計画について伺う。

二つ目に、白糠下馬坂地区から避難施設へ向かう道路は、ほとんどが狭あい道路である。よって、避難には不都合であり、道路整備が必要と考えるが、村の道路整備計画を伺いたい。

三つ目に、白糠地区に整備した避難階段の定期的な管理が必要と考えるが、村の管理状況を伺いたい。

四つ目に、津波被害を避けるため、今後、高台への移転が考えられる。よって、白糠バイパスに水道が必要と考えるが、村の水道整備計画を伺いたい。

【畑中村長の答弁】

1点目は、令和2年12月定例会で田村議員から同様のご質問をいただき、村では「国・県と調整を図りながら、地元の意見を聞き、調査・検討を進める」と答弁させていただいた。

また、円卓会議で白糠地区の皆様から二度にわたり、高台からバイパスに接続する避難道路整備の要望をいただいた。整備には用地取得が必要であり、地権者のご協力が不可欠であることから、承諾が得られた際には、速やかに整備を進める旨を回答している。こうした経緯で、本年4月27日、白糠地区総代及び白糠漁業協同組合長の連名で「向流地区から国道バイパス」に接続する道路整備に関する要望書が、土地所有者の同意書を添えて提出された。

村は、地権者の同意が全面的に得られたと判断し、今定例会で概略設計委託料に係る補正予算を計上、併せて今後の計画もご説明した。今年度の概略設計を経て、令和9年度に詳細設計、翌年度に用地取得を進める。順調に進捗すれば、令和10年度中の工事着手を見込んでいる。ただし、用地取得等が難航した場合には、工事着手の遅延があり得ることを併せてご説明し、ご理解をいただいた。なお、今回の道路用地は、地権者の皆様からのご寄附を前提としている旨を、地区総代さんから伺っている。

2点目は、平成26年度に白糠地区避難施設が完成し、津波警報発令時等には避難所としての役割を果たしている。本施設へ向かう道路は、ご指摘のとおり道路幅員が広くはないが、これまで目立った混乱等の報告には至っておらず、比較的スムーズに避難できていると承知している。また、円卓会議で、下馬坂地区から避難施設までの道路整備に関する要望もないため、住環境の変化を勘案し対処してまいる。

(次ページへ続く)



《補足》自主防災組織の立ち上げについて(村長談)

◆避難道を「避難経路」として、住民周知を含め、冬季・夜間津波避難訓練を実施している。

* 令和5年度は古野牛川地区

* 令和6年度は岩屋地区

* 令和7年度は小田野沢地区

厳冬期の深夜を想定した厳しい環境下での訓練を、自主防災組織とともに取り組んだ。

自然災害では、住民一人ひとりの防災意識が何より重要。まずは「命を守るために逃げる」という意識を持つことが重要であり、個々の自助、さらには地域コミュニティによる共助の取組が不可欠。村では、一昨年から円卓会議の場を通じ、各集落に自主防災組織の立ち上げをお願いしている。

（続き）

3点目について。夏場の草刈り等は、白糠の自治会にご協力いただき、冬季間の管理は、除雪委託業務（村建設課発注）で実施している。住民自らが維持管理に関わることで、避難階段の安全確認が可能となり、命を守る意識向上につながり、災害時の迅速で安全な避難行動の基盤づくりに結び付く等、大変意義があるものと考えている。今後も連携しながら、適切な維持管理に努める。

4点目について。現時点では配水管整備は予定していない。なお、現在、白糠バイパスまで布設されている給水管は2か所あり、一つはバイパス北側の墓地までで、バイパスを横断し布設している。二つ目は南側の避難施設までと個人宅1軒で、バイパスは横断していない。また、白糠地区は下水道処理区域であり、配水管整備計画と連動し下水道管整備計画も必要となる。村としては、高台移転要望等があれば規模や意向等を確認し検討したい。



【田村議員の再質問】

一つ目の白糠向流地区の避難道は、現地を確認したうえで、令和2年12月に一般質問を行った。本定例会の議案から事業進展は理解している。地域住民の努力を無にしないためにも、一刻も早く整備を進めていただきたい。

二つ目の白糠下馬坂地区の避難施設まで向かう道は狭あい道路であり、私の経験上、国道338号白糠バイパスに部落内からつながる道路は、緊急車両・車のすれ違いには大変不便であり、安全な避難にはつながらないと感じる。

三つ目。白糠地区の避難路階段は、先日、現地を再確認したが、階段周りに草が覆い被さり、急勾配のため高齢者が上るのは厳しいと思う。階段を上り切った高台のベンチは草の中にあり、避難路の一つは、階段を上り白糠バイパスへ抜ける道路もない。もう一方の避難路は、畑の細道・敷地（個人所有）を通らなければバイパスに抜けられない状態。いずれも階段以外には街灯がない状況だった。個人敷地への街灯設置が難しいことは理解するが、これでは夜の避難は難しいと思う。

四つ目の白糠バイパスの水道計画は、白糠地区は津波被害を受けやすい場所だと認識している。しかし「防災の観点で高台に移転したいが、水道がなく移転ができない」という声をよく聞く。水道整備は住民の大きな望みになっているため、早急な対応をお願いしたい。

【畑中村長の答弁】

まず1点目の向流地区の避難道路は、地権者の方々、地区総代さん、組合長さんのご尽力で進展が見られたことは非常に喜ばしい。しかし、用地取得に支障が生じた場合は事業計画の遅れが想定されるため、地元の方と対話を重ねつつ進めてまいりたい。

2点目の下馬坂から避難施設までの道路は、既に住宅が建っており、道路の拡幅等は現実的に厳しいと認識している。避難手段のルール化等で対応可能だと考えており、村としても、避難訓練の形で地元からご協力をいただき進めていきたい。

（次ページへ続く）

（続き）

3点目の避難階段のお話は円卓会議等で複数回伺っている。避難階段を上った先に道路等が全く無いことが問題視されているもの。しかし、用地取得が困難なため、計画が定まらない状態にある。向流と同様、地権者様の協力・理解が得られれば、解決の可能性はあるため、地元の方々との対話を通して、避難階段を有効的に活用する方法論として、バイパスまでのルートを作ることが肝要だと思っている。地権者の方々のご理解、ご協力を併せてお願いしていきたい。

最後に、水道計画は岩屋地区の事例がある。岩屋地区も白糠地区同様、海岸線に集落が集中しているが、津波が心配で高台移転された方がいる。その際には意向調査を実施した。地区の方々に「何年頃に高台移転する予定があるか」を確認し、必要な給水能力を確保するための対策を講じた。まずは、移転意向を確認し、規模・内容等を精査したうえで、水道・下水道の計画を講ずることが効果的だと思う。住民意向を尊重できる計画を練り上げ、安全第一義で対応する。

《解説》新たな防災気象情報

◆河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報等は、これまで警戒レベルとの対応が複雑でわかりにくくなっていましたが、今回の改善により、避難情報の5段階の警戒レベルに対応し、避難の判断をしやすくなっています。

出典：国土交通省 気象庁「新たな防災気象情報について(令和8年～)」
URL：<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/index.html>

【田村議員の発言】

最近の地震や津波、山火事等の災害で、村民は大変な不安を抱えている。幸い、我が村は、村長が率先して安全安心な村づくりを目指し、防災に取り組んでおられる。災害はいつ起こるか分からない。災害対策は待ったなし。村の避難道は白糠地区だけでなく、沿岸地域全てに共通する問題だと考える。

近年の異常気象で、大規模で未曾有の災害が発生している。5月28日から、気象庁の防災気象情報が変わった。村でも、避難所や避難道を再確認し、現状に合った更新や見直しが必要である。何より重要なことは「村民一人一人が防災意識を高めていくこと」が大切だと考える。

村長には、村民の生命と財産を守るため、これまで以上の行政手腕を期待する。

4

1番 向井 祐樹

修学支援を軸とした子育て世帯への支援について



【向井議員の質問】

近年、少子高齢化により、村では児童数が大きく減少している。この課題に対し、私は、村で子どもを安心して産み育てやすい環境整備が重要だと考える。中でも、家計負担が非常に大きい「高等教育への修学支援」が重要だと考える。

現在、村では貸与型の奨学金を制度化しているが、国では、令和2年度から「高等教育の修学支援新制度」により、住民税非課税世帯へ返還不要の給付型奨学金の支給を始めている。

令和7年3月定例会で提案された「奨学金の一部返還免除案」が当時の議会で否決されたことは、議会だよりや新聞報道で拝見している。しかし、私の周りの子育て世代からは世帯収入等に左右されない返還免除型奨学金への期待が非常に大きい。村長には、当時議論された奨学金の一部返還免除案への現状の検討状況と、再度提出する意思の有無を伺う。

【畑中村長の答弁】

本年3月に全戸配布した「東通村住みよい村づくり計画」に子育て応援事業の拡充が明記されている。今後の子育て支援策の更なる充実の観点から、返済不要の給付型奨学金による支援の提供には、今なお、揺るぎない信念を持っている。

現在、東通村奨学金貸与条例に基づき、無利子の奨学金貸与を受ける大学生等は49名で、うち33名が貸与金額に応じ、分割で返還している。「高等教育への修学支援」の重要性は、私も全く同感である。令和7年3月定例会で、東通村奨学金貸与条例に基づき、無利子の奨学金貸与を受ける大学生が、卒業後に青森県内に居住した場合、返済不要の給付型奨学金による支援を提供すべく、一部改正条例を提案したが「村への住民税の納付の有無により、不公平が生じる」等のご意見で議決には至らなかった。

様々な子育て支援策を講じたが、少子化に歯止めがかかっていないことは事実。大学等の入学金や授業料全額支援等、異次元の子育て支援策を早急に講ずるべきと考える。

私が公約に掲げた「子育て支援策の拡充」のため、子育て世帯を対象とした円卓会議等を開催し、今まで以上に、広く、多くの皆様の意見を伺い、青森県や県内他市町村、そして民間企業との連携も視野に入れ、効果が持続可能に循環する子育て支援を推し進めることを、お約束する。



《補足》子育て応援事業の拡充について(村長談)

◆「東通村住みよい村づくり計画」に明記されている

◆本計画の5ページ

◆基本目標4 健康で明るく老人や子どもをいつくしむ村

◆(2)子育ての環境の充実の主な施策を参照

《補足》日本の奨学金について(村長談)

◆返済不要の「給付型」と返済が必要な「貸与型」があり、有利子、無利子の2種に分かれる。有利子型は、今後償還が始まる場合、現在の金利上昇に伴い、償還額の増大が懸念される。

【向井議員の発言】

当時提案された、返済不要の給付型奨学金による支援策は、革新的な内容だったと、私は評価する。

就職先を村内に限らず青森県内としたことは、支援策を受ける大学生の範囲・選択肢も広がり、この施策で「東通村で育って良かった」という愛着形成にもつながると考える。支援を受けた大学生が子育て世代になった際に、東通村を選ぶ要因にもなり得る。

児童数の減少や地域の将来を担う人材の不足等、課題は待ってこない。早急な再提案をお願いする。

編集後記

今号では、主に6月定例会の会議状況をお知らせしました。一般質問では、新議員2名を含む4名が登壇し、村政に村民の声を届けました。また、同じく6月には、村議会で行政視察研修を実施しました。研修内容や所感は、次回の第67号で皆様にお届けします。

～ 議会は誰でも傍聴することができます。傍聴される場合は時間に余裕を持ってお越しください。また、議会の内容については議事録の閲覧ができますので、ご希望の際は議会事務局(電話:33-2342)にご連絡ください ～

東通村広報広聴特別委員会 委員長 田村智和 副委員長 川村隆
委員 南谷宏三、相内祥一、渡部英夫、南川誠一